

☆はり、きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の施術(保険適用)に係る

療養費受領委任の取扱いが変更になります！(10月1日～)

昨今、近隣市におきまして標記療養費の不正請求と疑われる事例が発覚しており、その一部については、刑事告発後、逮捕、裁判にまで至っている状況です。

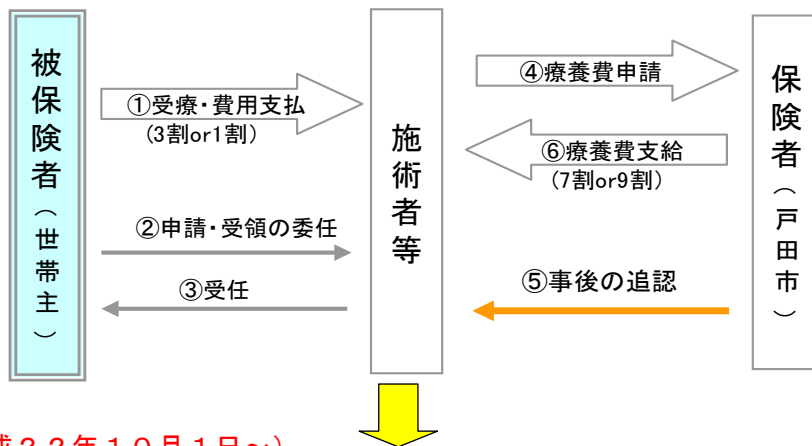
不正請求の内容としては、施術者等が療養費の申請及び受領する権限を世帯主から委任される中で、施術及び往療等に関する水増し・架空請求が行われているものであります。

したがって、戸田市におきましては、あらかじめ、このような不正請求が発生することがないように、これまで明確な規定がなく、事後の追認により実施してきた受領委任について、支給事務の適正化を図る観点から、事前に受任者となる施術者等と契約を取り交わすこととしました。

つきましては、今年10月1日以降の申請より、本契約を取り交わしていない施術者等とは受領委任の実施ができなくなりますので、引き続き同制度の利用を希望される人は、治療を受けるにあたり、事前に契約締結の有無を施術者等に確認されることをお願いいたします。

なお、受領委任が利用できない場合は、原則どおり施術に係る費用を一度全額お支払いいただいた後、戸田市へ申請することにより、上記費用から自己負担額を引いた金額の払戻しを受けていただくこととなります(償還払い)。

○これまでの受領委任の取扱い



☆変更後(平成22年10月1日～)

